

## 鹿児島港本港区エリアまちづくり検討委員会設置要綱

## (名称)

第1条 この委員会は、鹿児島港本港区エリアまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、鹿児島港本港区エリアまちづくりのグランドデザインについて検討を行うことを目的とする。

## (委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員で構成する。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選で選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、委員会で協議の上、非公開とすることができる。

## (事務局)

第7条 委員会の事務局は、鹿児島県土木部港湾空港課に置く。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。